

令和7年12月17日	参考資料1
第11回 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会	

労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会 開催要綱

1 目的

労働安全衛生法に基づく一般健康診断については、平成28年に、「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」において各診断項目等の妥当性等について検討されたところだが、近年及び今後の労働者の健康を巡る情勢としては、急速に進む高齢化の中、職業生活が長期化してきているとともに、女性の就業率の増加に伴って、女性の健康課題への対応の重要性が一層高まっている。また、前回の検討以降、健康診断についての医学的知見が集積されてきている。

こうした中、政府の規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）では、定期健康診断について、最新の医学的知見や社会情勢の変化等を踏まえ、医学的知見等に基づく検討の場を設け、検査項目（検査頻度を含む。）及び検査手法について所要の検討を行い、令和6年度に結論を得ることとされた。

また、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）」（令和5年6月13日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）では、「事業主健診（労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断）に係る問診に、月経困難症、更年期症状等の女性の健康に関連する項目を追加する」とされ、「経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針2023）」（令和5年6月16日閣議決定）では、「女性版骨太の方針2023に基づき、（中略）事業主健診の充実（中略）等により女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会を実現する」とされたところである。

こうした状況を踏まえて、労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等について、検討することとする。

2 検討内容

- (1) 最新の医学的エビデンスに基づく現行の一般健康診断の検査項目等の妥当性について
- (2) 労働者の健康課題の変化を踏まえた一般健康診断の検査項目等について
- (3) その他関連する事項について

3 構成

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が、別紙の構成員の参考を求めて開催する。
- (2) 本検討会には座長を置き、議事を整理する。
- (3) 座長は、座長代理を指名することができる。
- (4) 本検討会には、必要に応じて別紙に掲げる構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

4 検討会の運営

- (1) 本検討会、会議資料及び議事録については、原則として公開するものとする。ただし、個別事案を取り扱う場合においては、個人・法人情報の保護の観点等から、公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合等において、座長が非公開が妥当であると判断したときは、非公開で実施することができるものとする。なお、非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開する。
- (2) 本検討会の庶務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室において行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会 構成員名簿

荒井 秀典 国立長寿医療研究センター理事長
漆原 肇 日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局局長
及川 勝 全国中小企業団体中央会常務理事
大須賀 穎 帝京大学臨床研究センター教授
岡村 智教 慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教授
亀澤 典子 公益社団法人全国労働衛生団体連合会専務理事
清田 素弘 日本商工会議所産業政策第二部長
鈴木 重也 一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部長
高田 礼子 聖マリアンナ医科大学予防医学教室主任教授
立石清一郎 産業医科大学産業生態科学研究所災害産業保健センター教授
立道 昌幸 東海大学医学部基盤診療学系衛生学公衆衛生学教授
田中 栄 東京大学大学院医学系研究科外科学専攻感覚・運動機能医学講座教授
中野真規子 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
化学物質情報管理研究センター疫学研究部部長
星野 寛美 関東労災病院 働く女性専門外来担当 産婦人科医師
増田 将史 産業医科大学特命講師（ストレス関連疾患予防センター）
松岡 かおり 公益社団法人日本医師会常任理事
宮本 俊明 日本製鉄株式会社東日本製鉄所統括産業医
武藤 繁貴 公益社団法人日本人間ドック・予防医療学会理事
森 晃爾 産業医科大学産業生態科学研究所産業保健経営学教授
吉村 典子 東京大学医学部附属病院 22世紀医療研究センター
ロコモ予防学講座特任教授

(五十音順)